

陸上自衛隊達第32-23号

防衛庁における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）第45条第2項の規定に基づき、陸上自衛隊における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する達を次のように定める。

平成18年3月29日

陸上幕僚長 陸将 森 勉

陸上自衛隊における公益通報への対応及び公益通報者の保護に関する達

改正	平成18年7月26日達第122-211号	平成19年1月9日達第122-215号
	平成21年2月3日達第122-230号	平成21年7月31日達第122-235号
	平成26年3月24日達第32-23-1号	平成27年10月1日達第122-273号
	平成29年3月27日達第32-23-2号	平成30年3月27日達第32-23-3号
	令和2年3月27日達第32-23-4号	令和4年3月31日達第122-318号

目次

- 第1章 総則（第1条-第3条）
- 第2章 陸自隊員等からの公益通報への対応
  - 第1節 公益通報対応体制（第4条）
  - 第2節 公益通報の受付（第5条-第10条）
  - 第3節 是正措置等（第11条-第13条）
- 第3章 公益通報者の保護等（第14条-第20条）
- 第4章 雑則（第21条）

附則

- 別紙第1 陸自窓口担当者指定・解除簿
- 別紙第2 公益通報対応管理台帳

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。以下同じ。）における公益通報への対応、公益通報者の保護等のために必要な細部事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓

令第49号。以下「訓令」という。)に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 陸上総隊等 陸上総隊、方面隊その他の防衛大臣直轄部隊等をいう。
- (2) 部隊等 陸上自衛隊行政文書管理に関する達(陸上自衛隊達第32-24号)(令和4年3月30日)第2条第1号に定める部隊等をいう。
- (3) 部等 陸上幕僚監部の各部、監察官、法務官及び警務管理官をいう。
- (4) 陸自隊員等 陸上自衛隊に現に所属又は所属していた隊員及び陸上自衛隊に現に雇用又は雇用されていた者をいう。

(陸上自衛隊公益通報管理者)

第3条 訓令第4条第2項に規定する機関等公益通報責任者(以下「陸自責任者」という。)の監督の下、陸上自衛隊における公益通報への対応及び公益通報者の保護に係る事務を総括する者を「陸上自衛隊公益通報管理者(以下「陸自管理者」という。)」という。

- 2 陸自管理者は、陸上幕僚監部監理部長をもって充てる。

## 第2章 陸自隊員等からの公益通報への対応

### 第1節 公益通報対応体制

(公益通報窓口)

第4条 訓令第6条第3項に規定する機関等窓口(以下「陸自窓口」という。)に係る事務を総括する者を「陸上自衛隊公益通報窓口管理者(以下「陸自窓口管理者」という。)」という。

- 2 陸自窓口管理者は、陸上幕僚監部監理部総務課長をもって充てる。
- 3 陸自窓口管理者は、陸自窓口に所属する隊員の中から陸自窓口担当者を別紙第1に示す陸自窓口担当者指定・解除簿により指定及び解除するものとする。
- 4 陸自窓口担当者は、陸自隊員等からの公益通報に関する相談、陸上自衛隊における通報対象事実に係る陸自隊員等からの通報の受付及び陸自隊員等である公益通報者との連絡に係る事務を実施するものとする。

### 第2節 公益通報の受付

(陸自窓口における公益通報の受付及び受理)

第5条 陸自窓口は、訓令第8条の規定により受け付けた公益通報を受理する際には、陸上幕僚監部法務官(以下「法務官」という。)及び関係部等と協議するものとする。

(調査の開始)

第6条 訓令第11条第1項に規定する検討を行う場合において、陸自窓口管理者は、受理した公益通報について法務官及び関係部等と協議し、調査の必要性、調査を担当する部等(以下「調査担当部等」という。)及び調査の指

示要領等を検討し、順序を経て陸自責任者に当該検討の結果を報告するものとする。

- 2 陸自窓口管理者は、調査の過程において、調査担当部等を変更する必要がある場合には、適宜、関係部等と協議を行うものとする。

(調査の指示)

第7条 調査担当部等は、受理した公益通報に係る通報対象事実が発生した陸上総隊等（以下「発生陸上総隊等」という。）に公益通報内容を通報するとともに、文書により調査を指示するものとする。

(調査状況の把握等)

第8条 調査担当部等は、適宜、発生陸上総隊等の調査状況を把握し、必要に応じ所要の指示等を行うものとする。

(調査状況の報告等)

第9条 調査担当部等は、適宜、調査状況を陸自窓口に通報するものとする。

- 2 陸自窓口管理者は、適宜、調査状況を把握し、必要に応じ統制を行うとともに、調査状況を順序を経て陸自責任者に報告するものとする。

(調査結果の報告等)

第10条 発生陸上総隊等は、調査が終了したときは、調査結果を直ちに調査担当部等に報告するものとする。

- 2 調査担当部等は、調査結果を陸自窓口に通報するものとする。
- 3 陸自窓口管理者は、調査担当部等から通報された調査結果について、法務官及び関係部等と協議し、協議の結果を踏まえ調査結果を順序を経て陸自責任者に報告するものとする。

### 第3節 是正措置等

(是正措置等の実施)

第11条 陸自窓口管理者は、調査の結果、受理した公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、速やかに、当該通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置及び再発の防止のために必要と認める措置（以下「是正措置等」という。）について、法務官及び関係部等と協議し、原因ごとの担当部等（以下「是正措置担当部等」という。）を指定するものとする。

- 2 是正措置担当部等は、発生陸上総隊等と連携し、是正措置等を実施するものとする。
- 3 陸自窓口管理者は、是正措置担当部等が実施する是正措置等について、必要に応じ統制を行うものとする。

(是正措置等の報告等)

第12条 是正措置担当部等は、実施する是正措置等を陸自窓口管理者に通報

するものとする。

2 陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課長は、公益通報に起因して懲戒処分を行ったときはその結果を陸自窓口管理者に通報するものとする。

3 陸自窓口管理者は、是正措置担当部等の是正措置等を取りまとめ、順序を経て陸自責任者に報告するものとする。

(是正措置等の実効性評価)

第13条 是正措置担当部等は、是正措置等の実施後、半年以内の適切な時期に当該是正措置等が十分に機能しているか否かについて確認し、必要に応じ新たな是正措置等をとるものとする。

### 第3章 公益通報者の保護等

(フォローアップの実施部署)

第14条 訓令第32条に規定する陸上自衛隊におけるフォローアップの実施部署は、陸上幕僚監部人事教育部（以下「人事教育部」という。）とする。

(フォローアップに必要な情報の提供)

第15条 陸自窓口管理者は、人事教育部長にフォローアップに必要な情報を通報するものとする。

2 人事教育部長は、前項に規定する情報を発生陸上総隊等に通知するものとする。

(フォローアップの実施)

第16条 発生陸上総隊等は、人事教育部と連携して、公益通報者が公益通報を理由とした不利益な取扱いを受けていないかを確認し、必要に応じて適切な措置を実施するものとする。

2 前項の確認事項は、定期異動、昇給、懲戒処分の状況、嫌がらせの有無等とし、公益通報者からの聞き取りを実施するものとする。

3 人事教育部は、公益通報者が陸上自衛隊に所属しないときは、公益通報者が所属する機関等のフォローアップの実施部署に対し、前条のフォローアップに必要な情報を文書により提供するものとする。

(フォローアップの実施状況の報告等)

第17条 発生陸上総隊等は、適宜、人事教育部にフォローアップの実施状況を文書により通報するものとする。

2 人事教育部長は、適宜、陸自窓口管理者にフォローアップの実施状況を文書により通報するものとする。

3 陸自窓口管理者は、適宜、フォローアップの実施状況を順序を経て陸自責任者に報告するものとする。

(関連文書の管理)

第18条 部隊等は、陸上自衛隊の保有する個人情報及び個人番号の安全確保

等に関する達（陸上自衛隊達第32-21号（17.3.21））に基づき、公益通報に関連する文書の管理を適切に行うものとする。

（隊員の教育）

第19条 部隊等は、所属する隊員に対し、公益通報及び公益通報者保護制度の周知徹底のための教育を行うものとする。

（公益通報対応管理台帳）

第20条 陸自窓口管理者は、公益通報対応状況を別紙第2に示す公益通報対応管理台帳により整備するものとする。

第4章 雑則

（委任規定）

第21条 陸上総隊等の長は、この達の実施に必要な細部の事項を定めることができる。

附 則

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月26日達第122-211号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月9日達第122-215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年2月3日達第122-230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成21年7月31日達第122-235号）

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日達第32-23-1号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成27年10月1日達第122-273号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日達第32-23-2号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月27日達第32-23-3号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（令和2年3月27日達第32-23-4号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（令和2年3月27日陸上自衛隊達第32-23-4号）

この達は、令和2年3月27日から施行する。

附 則（令和4年3月31日陸上自衛隊達第122-318号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

別紙第1（第4条関係）

陸自窓口担当者指定・解除簿

所属	職名	階級・氏名	指定年月日	印	解除年月日	印

印は、陸自管理者の印とする。

